

第12回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年12月3日(金)
開会 15時15分
閉会 16時05分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 2番 池田 良一

13番 堤 正樹

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第61号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第62号	農地法第5条の申請について	5件
議案第63号	農地法第4条の申請について	1件
議案第64号	農地法第3条の申請について	9件
議案第65号	農地法第3条許可の取消し願いについて	1件
議案第66号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年	26件 農地中間管理事業（集積計画一括方式）147件
議案第67号	令和3年第6回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	4件

8. 報告事項

報告第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	20件
--------	---------------------	-----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 良一委員、13番 堤 正樹委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第61号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第62号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第63号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第64号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第65号</td> <td>農地法第3条許可の取消願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第66号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td>利用権設定 通年 26件 農地中間管理事業 147件</td> </tr> <tr> <td>議案第67号</td> <td>令和3年第6回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第21号 農地法第18条第6項通知の受理について20件 となっております。</p>	議案第61号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第62号	農地法第5条の申請について	5件	議案第63号	農地法第4条の申請について	1件	議案第64号	農地法第3条の申請について	9件	議案第65号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件	議案第66号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 26件 農地中間管理事業 147件	議案第67号	令和3年第6回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	4件
議案第61号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件																				
議案第62号	農地法第5条の申請について	5件																				
議案第63号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第64号	農地法第3条の申請について	9件																				
議案第65号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件																				
議案第66号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 26件 農地中間管理事業 147件																				
議案第67号	令和3年第6回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	4件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第61号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	<p>議案第61号 3番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから4ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が令和2年12月に建売分譲を目的として農地法第5条許可を受けています。</p>																					

事務局	<p>当初7区画で計画していましたが、計画変更に伴い、6区画に変更するものです。</p> <p>議案第61号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>最初7区画で計画してあったのですが、一か所区画を広くするようにして、6区画にするということで変更の申請です。</p> <p>区画数の変更だけで、排水等については変更ありませんので、特に問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第61号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として、意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第62号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号 について御説明します。</p> <p>議案は2ページ、78番になります。</p> <p>図面は5ページから9ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ79番になります。</p> <p>図面は10ページから12ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が宅地拡張のための申請です。</p>

事務局	<p>なお、許可を受けずに〇〇頃に宅地の拡張をしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ80番になります。 図面は13ページから16ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地分譲のための申請です。 〇〇〇〇番については令和2年6月に農地法第3条の所有権移転の許可を受けていましたが、農地としての利用計画がなくなったとして、農地法第3条許可について申請の取り消し願いが提出されております。この後、議案第65号で上程をしています。</p> <p>宅地分譲の申請については、許可を受けずに〇〇月から着工していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、81番になります。 図面は17ページから22ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案4ページ82番になります。 図面は23ページから26ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が資材置場にするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇頃に資材置場をしていたとして始末書が添付されています。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第62号 については以上5件です。</p>
議長	<p>それでは78番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者から電話がありまして、現地で確認をしてきました。娘さんが家を建てられるということです。ここは埋め立て地で、今は周りに田んぼとかはありません。</p> <p>排水については、下水道に接続され、雨水は側溝に流されますので、問題ないと思います。生産組合長、区長の判もありました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>78番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、79番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>78番の隣になります。現地に行ってみたところ、宅地の前の畑を庭と一部家庭菜園として利用されていました。</p> <p>区長、生産組合長さんの同意もありました。排水関係も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>79番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、80番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>もともと住宅の開発ということでの申請は出ず着工されていたのですが、今回下水道や側溝を整備して、宅地分譲するということでの申請です。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>80番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	特に無いようですので、続きまして、81番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現在、〇〇〇〇にお住まいで、大雨で被災したこともあって、実家の近くに帰ってきて家を建てるということで申請されています。排水については、浄化槽を設置され、市道側溝に接続です。副区長さん、生産組合長さんの判もありました。周辺への影響もなく、問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	81番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、82番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇〇〇をやっている会社で、事務所は〇〇〇〇にあります。下に敷く鉄骨とかの置き場として使っています。区長さん、生産組合長さんの判子もありました。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	82番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請5件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第63号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第63号について御説明します。 議案の5ページ、20番になります。 図面は27ページから29ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が貸資材置場にするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇頃、造成していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第63号 については以上1件です。

議長	20番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	横の道路を作るときに、残土を入れて造成されていたということです。貸資材置き場ということですが、〇〇〇〇が材木の仮置き場として借りるそうです。 周辺農地への影響はないと思いますので問題ないと思います。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第64号 農地法第3条の申請についてですが、まずは69番について審議を行います。69番については〇〇委員が申請人になる事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 (〇〇委員 退席) それでは議案第64号 農地法第3条の申請69番について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第64号 69番についてご説明いたします。 議案は8ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第64号 については以上です。
議長	議案第64号 69番について議案の8ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	<p>無いようですので、議案第64号 農地法第3条の申請 69番については許可といたします。</p> <p>〇〇委員には着席いただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>それでは引き続き議案第64号 農地法第3条の申請について69番を除く64番から72番を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第64号 について69番を除く、64番から72番についてご説明します。</p> <p>議案の6ページから9ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>なお、64番と67番、70番については、空き家に付随した農地に指定しており、空き家の購入者が取得する為、下限面積の要件は1㎡になります。また、3件ともに大型農機具は所有しておりませんが、隣接者や知人から借りる予定とのことでした。</p> <p>議案第64号 69番を除く64番から72番の説明については以上です。</p>
議長	<p>議案第64号 農地法第3条について69番を除く64番から72番の申請について議案の6ページから9ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第64号 農地法第3条の申請8件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第65号 農地法第3条許可の取消願いについて事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第65号 について、御説明します。</p> <p>議案の10ページになります。</p> <p>議案第62号 80番で説明した件の取消になります。</p> <p>令和2年6月に農地法第3条所有権移転の許可を受けていました。農地としての利用計画がなくなったとして、農地法第3条許可申請の取り消し願いが提出されています。</p> <p>議案第65号 の説明については以上です。</p>
議長	<p>議案第65号 農地法第3条許可の取り消し願いの申請について、議案の10ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第65号 農地法第3条許可の取り消し願いについては許可取消しとします。</p> <p>続きまして、議案第66号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年についてですが、177番の申し出については、〇〇が申請人になる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。</p> <p>議事進行につきましては、職務代理者の副会長にお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
職務代理者	<p>それでは、議案第66号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年177番の申し出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第66号 177番の申し出について、御説明します。</p> <p>議案の12ページに掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が1名、貸付人が1名で、面積は田が1,152㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を19ページに掲げております。</p>

議長	議案第66号 177番の申し出についての説明は以上です。
職務 代理人	<p>議案第66号 177番の申し出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第66号 177番については申し出のとおり決定いたします。</p> <p>議事参与の制限により退席していただいた〇〇委員には着席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>これからの進行をお返しいたします。</p>
議長	事務局より議案第66号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年177番を除く25件について説明をお願いします。
事務局	<p>議案第66号 利用権設定の通年177番を除く25件についてご説明します。</p> <p>議案の11ページから15ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が12名、貸付人が25名で、面積は田が62,491㎡、畑が1,051㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を16ページから29ページに掲げております。</p> <p>議案第66号 利用権設定の通年177番を除く25件については以上です。</p>
議長	<p>議案第66号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 177番を除く25件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第66号 農用地利用集積計画 [農業経営</p>

議長	<p>基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 177番を除く25件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第66号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）ですが〇〇委員が申請人となる事案となりますので農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>それでは議案第66号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）147件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第66号 農地中間管理事業について、ご説明します。</p> <p>議案は30ページから59ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を60ページから108ページに掲げております。</p> <p>こちらは東山代干拓地区の農地流動化計画に基づく申出となっております。</p> <p>東山代干拓では「経営体育成基盤整備事業」を使った農地整備に伴い、農地中間管理事業を利用して、農地の集積・集約化が行われます。</p> <p>所有者68名、耕作者22名、筆数189、面積は498,684㎡（約50ha）です。賃料は1反当り2,200円、期間は令和4年1月1日から15年です。農地整備の工事費は耕作者が負担されます。</p> <p>令和3年3月に耕作者22名で「東山代干拓農地を守る会」を設立し、9月に「地区農地流動化計画」を伊万里市に提出されています。それにより、守る会の構成員がすべての農地の借り手になることができます。</p> <p>令和4年からは1圃場が1.7haを超えるところもあり、大規模に農業が行われる予定です。また、収益率上げるため、裏作も行われる予定です。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは農用地利用集積計画書に記</p>

事務局	載しているとおりで。 議案第66号 農地中間管理事業については以上147件です。
事務局	議案第66号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業147件について、御意見、御質問はございませんか。
○番 委員	賃料は反当り2,200円ということですが、工事中も変わりなく2,200円でしょうか。
事務局	はい。15年間ずっと2,200円ということで決めてあります。
○番 委員	わかりました。
議長	他に、ありませんか。 <なし> 無いようですので、議案第66号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業147件については申し出のとおり決定します。 ○○委員には着席いただき、審議を再開します。 (○○委員着席) 続きまして、議案第67号 令和3年第6回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第67号 について御説明します。 議案は109ページになります。 所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして上程しております。 議案第67号 についての説明は以上です。
議長	議案第67号 令和3年第6回農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第67号 令和3年第6回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申し出のとおり決定いたします。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第21号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号 について御説明します。</p> <p>議案の110ページから118ページです。 20件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第21号 については以上20件です。</p>
議長	<p>報告第21号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第12回農業委員会会議を閉会します。</p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議 長 ⑩

令和 年 月 日

2 番 ⑩

令和 年 月 日

1 3 番 ⑩